

叙勲・褒章および他団体表彰候補者推薦規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定
平成 9 年 4 月 26 日 改定
平成 14 年 5 月 19 日 改定
平成 19 年 4 月 22 日 改定

(総則)

第 1 条 診療放射線技師業務に精励し、又は業務に関する研究開発を行い、特に医療 福祉の発展に貢献した者は、この内規により推薦するものとする。

(選考基準)

第 2 条 標記選考基準に該当する人格的にも高潔な者であつて、本会の維持発展に寄与しかつ、次の各号に該当する者。

- (1) 本会会員として 20 年以上所属していること
- (2) 会費および負担金等の完納者であること

(選考方法)

第 3 条 前条に該当する者の中から、選考委員会で候補者を決定する。

2. 前 1 項の選考委員会は、会長、副会長、常務理事および会長が指名した者で組織する。
3. 選考委員会における必要な事項は、その委員会に委ねる。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行い、総会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 9 年 4 月 26 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 5 月 19 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 22 日より施行する。

この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。